

2023（令和5）年度

# 警備防災マニュアル

兵庫県立播磨南高等学校

# 目 次

第1章	総 則	1
第2章	予 防 管 理 対 策	2
第3章	自 衛 防 災 活 動	3
第4章	震 災 対 策	4
第5章	防 災 教 育 及 び 訓 練	5
第6章	不 審 者 対 策	5
付	別表1 管理責任者一覧	8
	別表2 消防設備配置図及び避難経路図	9
	別表3 災害時緊急連絡先公共機関の電話番号	11

播磨町と兵庫県立播磨南高等学校との避難所指定にかかる協定書 .....別紙  
播磨町と兵庫県立播磨南高等学校との福祉避難所の指定にかかる協定書 .....別紙

# 第1章 総 則

## 第1条 目 的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、兵庫県立播磨南高等学校における防火管理について必要事項を定め、火災等の災害の予防及び人命安全対策並びに被害の防止を図ることを目的とする。

## 第2条 防災計画の適用範囲

この計画は、本校に登校及び勤務し並びに出入りするすべての者に適用するものとする。

## 第3条 管理権限者の責任等

- 1 管理権限者は、防火管理業務について全ての責任を持つものとする。
- 2 管理権限者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権限者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権限者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥事項が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

## 第4条 防火管理者の権限及び業務

- 1 防火管理者は、防火管理についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。
  - (1) 消防計画の作成及び変更
  - (2) 消火、通報、避難訓練の実施
  - (3) 建物、火気使用設備器具及び電気設備等の検査及び監督
  - (4) 消防用設備等の点検及び整備
  - (5) 改修工事など工事中の立会い及び安全対策の策定
  - (6) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
  - (7) 生徒、職員に対する防災教育の実施
  - (8) 火元責任者等に対する指導及び監督
  - (9) 管理権限者への提案や報告
  - (10) 放火防止対策の推進
  - (11) その他、防火管理上必要な業務
- 2 防火管理者は、次の事項について消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。
  - (1) 防災計画の提出（変更の都度）
  - (2) 消防用設備等の点検結果の報告
  - (3) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査時の指導要請
  - (4) 防災教育、訓練時の指導要請及び自衛消防訓練の事前報告
  - (5) その他消防関係法令に基づく各種届出及び防火管理について必要な事項
- 3 防火管理者は、火災警報発令下又は火災発生危険や人命安全上危険が認められる場合は、次の措置をするものとする。
  - (1) 火気の使用制限及び禁止
  - (2) 火気を使用しての授業の中止命令
  - (3) その他火災予防上必要な事項の周知徹底

## 第2章 予防管理対策

### 第5条 予防管理組織

日常の火災予防及び地震時の出火防止をはかるため、防火管理者のもとに各階又は教室ごとに火元責任者を、建物等及び消防用設備等の点検、検査を実施するための自主点検検査員をおく。

- (1) 火元責任者の指定及び任務は別表1のとおりとする。
- (2) 防災設備等の点検検査は次のとおりとする。

項目	担当者
1 建物等の検査	教頭、事務長
2 火気使用設備の点検整備	事務職員、総務部長
3 消防設備の点検整備	事務職員、校務員
4 電気設備の点検整備	事務職員、校務員
5 警報設備の点検整備	事務職員、校務員
6 避難設備の点検整備	事務職員、校務員
7 救護設備の点検整備	生徒指導部長、養護教諭

### 第6条 自主点検、検査の記録及び報告

防火管理者は、点検検査の結果を消防機関へ報告する。

### 第7条 不備欠陥の整備

防火管理者は、物等及び消防設備等に不備欠陥があるときは、その改修計画を立案し、その促進を図るものとする。

### 第8条 火災予防上の遵守事項

日常における火災の予防及び火災発生時の避難を容易にするため、当学校に出入りするすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は使用前及び使用後は必ず点検し安全を確認すること。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は常に整理整頓し、消火用水又は消火器を用意しておくこと。
- (3) 校舎内には、危険物類、引火性物品等は許可なく持ち込まないこと。
- (4) 移動式ストーブは必ず定められた場所で使用すること。
- (5) 避難口、廊下、階段には避難上障害となる物品を置かないこと。
- (6) 廊下、階段は、避難時につまずき、すべり等を生じないように維持しておくこと。

### 第9条 防火管理者への連絡事項

次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承諾を得るものとする。

- (1) 教室等の一部を変更し使用するとき。
- (2) 教室等において火気用設備器具の増設や移動を行うとき。
- (3) その他防火管理上必要と認める事項。

### 第3章 自衛防災活動

#### 第10条 自衛防災組織の設置及び活動

火災等の災害が発生した場合は、その被害を最小限にとどめるため、自衛防災組織を次のとおり編成する。

##### 自衛防災組織および役割

隊長	班名	班長	班員
校長	統括班	教頭	総務部長、生徒指導部長、教務部長
	通報連絡班	事務長	事務職員
	避難誘導班	生徒指導部長	生徒指導部、進路指導部、各学年
	搬出班	教務部長	教務部、1学年付、校務員
	応急防災班	総務部長	総務部
	救護班	養護教諭	保健部長、2学年付
	警備班	生徒指導部長	生徒指導部、各学年

#### 第11条 自衛防災隊長

自衛防災組織においては、校長を自衛防災隊長（以下隊長という）とする。

#### 第12条 自衛防災隊長の権限と任務

自衛防災隊長は、自衛防災活動における一切の権限を有し、次の任務を行う。

- (1) 生徒全員の避難状況の把握
- (2) 各種災害の状況を判断し、自衛防災活動上必要な指揮、命令
- (3) 消防隊に対する情報の提供

班名	役割
隊長	生徒全員の避難状況の把握。自衛防災活動上必要な指揮、命令。消防隊に対する情報の提供。
統括班	本部・全体の統括。生徒全員の避難状況の把握。
通報連絡班	校内放送担当。消防署に119番電話。初めに「火災発生」を告げた後、出火時間・場所・現場の状況を通報。同時に生徒に校内放送する。（出火場所を的確に告げた後、沈着に行動するよう連絡する。）
避難誘導班	出火場所を確認後、最も安全な経路を通過して生徒を運動場へ誘導・整列点呼。生徒の人員点検。【担任→学年主任→統括班長（教頭）】
搬出班	持ち出し品の確認。緊急性のものを最優先し、必要最小限のものとする。
応急防災班	火災発生の際とともに事務室に集合。火災発生現場を確認した後、消火器を持って現場へ急行。（消火活動）
救護班	救急用品及び救急用資材の確認。持ち出し。
警備班	教室・トイレ等を点検して残留者がいないか確認。

#### 第13条 避難経路図等の作成

防火管理者は、消防設備の配置図及び避難経路図を作成し、掲示しておく。（別表2）

## 第4章 震災対策

### 第14条 震災予防措置

各火元責任者は、地震時の災害を予防するため、随時次の検査を行うものとする。

- (1) 校舎及び校内の施設物の倒壊、落下の有無
- (2) 教室内及び事務室等における棚、ロッカー、ガラス窓等の転倒、落下の有無
- (3) 火気使用設備器具等の転倒の有無及び自動消火装置の作動状況の適否
- (4) 教材等の転倒、落下の有無
- (5) 危険物及び化学薬品等の転倒、落下の有無

### 第15条 地震後の安全装置

- (1) 防火管理者及び火元責任者は、校内の生徒の安全を確認するとともに、建物、火気使用設備器具及び消火用設備等の点検を実施し、異常が認められる場合は安全措置を講ずるものとする。
- (2) 二次災害を防止するため、ガス、電気設備器具及び危険物を使用する施設については、全設備・器具の安全を確認後、使用を開始する。

### 第16条 震災に備えての備蓄品

震災に備え、次の品目を備蓄しておくものとする。

- (1) 救急医薬品
- (2) 携帯用拡声器、メガホン
- (3) トランジスターラジオ
- (4) 携帯用照明器具
- (5) その他必要なもの

### 第17条 避難場所の指定

防火管理者は、生徒、職員を安全に避難させるため、次の場所を指定しておくものとする。

- (1) 第一次避難場所 本校運動場
- (2) 第二次避難場所 広域避難場所（防災機関の指定場所）

### 第18条 地震時の活動

地震時の活動は、次によるものとする。

- (1) 授業中の場合、教師は生徒を机の下などに身を寄せさせ、落下物等から身を守るとともに火気使用器具の始末を行い、出入口を確保する。
- (2) 休憩中の場合は、その場所で身をふせ校内放送等による指示を待つ。
- (3) 校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが、原則として自衛防災隊長からの指示により行い、勝手な行動は行わない。
- (4) 教員及び避難誘導係員は、避難開始の指示があった場合、生徒の混乱を防止し、避難経路に従い第一次避難場所へ誘導する。
- (5) 第二次避難場所（広域避難場所）への避難開始は、防災機関からの避難命令又は自衛防災隊長の状況判断により行う。
- (6) 避難行動は、デマに迷わされることなく、トランジスターラジオ等により正確な情報にもとづき行う。
- (7) 避難は、車を使用せず、全員徒歩により隊列を組んで整然と行動し、集結場所に到着したならば人員点呼を行い安全を確認する。
- (8) 生徒を帰宅させる場合は、その地域の被害状況を確認し、安全を確認したうえで行う。

## 第5章 防災教育及び訓練

### 第19条 防災教育並びに訓練

- (1) 本校の職員・生徒は、災害に際して身を守り、施設・設備の保全及び被害の軽減を図るため、進んで防火に関する知識を得るとともに、防災に関する訓練を積み重ねなければならない。
- (2) 初期消火の技術を習得し、避難の安全を期するために、訓練を行うものとする。

## 第6章 不審者対策

### 第20条 不審者予防措置

危機管理への取り組みとして、次の項目に留意する。

- (1) 安全管理：危機に陥らないため、予防及び危機対応能力を高める取組。
- (2) 危機対応：危機発生後の緊急対応。

### 第21条 校内危機対応組織および役割

班 名	班 長	班 員
総括本部	校 長	教頭、総務部長、各班長
不審者対応班	生徒指導部長	生徒指導部
避難誘導・安全確認班	生徒指導部長	生徒指導部、各学年教員
救護班	養護教諭	保健部長
情報整理班	総務部長	総務部、進路指導部長及び進路指導部
電話・来校者対応班	事務長	事務職員、校務員
マスコミ対応班	教 頭	事務長、総務部長

班 名	役 割
総括本部	校 長：全体総括 関係機関、省庁への連絡 生徒、教職員への説明 必要な人材の派遣要請 マスコミスポークスマン 教 頭：学校長の補佐・学校長の指示による上記役割の実施 各班長：各班の取りまとめ及び本部内での状況説明
不審者対応班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危害を加えるおそれのない場合、別室へ誘導</li> <li>・ 他の不審者の有無の確認</li> <li>・ 加害行動に及んでいる場合の生徒の救助及び安全確保</li> </ul>
避難誘導・安全確認班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機に伴い想定されるパニック等に対する集団管理</li> <li>・ 生徒の避難指示、誘導</li> <li>・ 避難後の安否確認、安全確認</li> <li>・ 緊急一斉下校を行う場合の全体指導</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急手当</li> <li>・ 医療援助の必要性の有無の決定</li> <li>・ 救急車両誘導</li> <li>・ 負傷者氏名及び容態、救急搬送先及び同乗者リストの作成</li> <li>・ 搬送先医療機関からの情報収集、整理</li> </ul>
情報整理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各班及び警察等関係機関からの情報収集、記録、整理</li> <li>・ 生徒への口頭説明文書作成</li> <li>・ 保護者等への説明文書作成</li> <li>・ 記者発表のための簡潔な資料の作成</li> </ul>

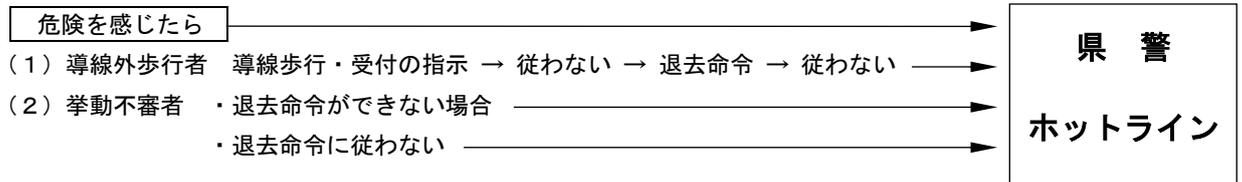
電話・来校者対応班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者控室の設置</li> <li>・保護者や一般からの電話や来校者への対応、説明</li> </ul>
マスコミ対応班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスコミ関係者対応、記者発表の準備等</li> </ul>

## 第 21 条の 2 不審者侵入防止対策（3 段階のチェック体制）

場 所	確 認 事 項
校門付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通用口は登校時間のみ開放し、1 限開始とともに施錠する。</li> </ul> <p>※施錠担当者（朝の立ち番指導）がグラウンド横通用口および正門横の通用口を施錠する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正門はチェーンでロックする形式をとっているが、日中にチェーンロックは現実的でないため、未施錠のまま閉めておく。</li> </ul>
校門から校舎入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死角になるような障害物がなく、50m 以上見通しの良い状態を保っている。侵入口は正門だけしかなく、侵入者はよく目立つ。校舎の西側からは正門がよく見えるので、校内巡回を強化し、頻繁に窓側に立つことによって「見られている」という緊張感を侵入者に与える。</li> </ul>
校舎への入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者入口が案内板によって指定されており、入口は限定されている。校舎周辺の 1 階部分は勝手口や渡り廊下もすべて施錠するという校内ルールを徹底する。</li> <li>・来訪者には必ず受付済のネームカードを着用していただく。</li> </ul> <p>※着用していない来校者には声をかけ、事務室で受付をするように促す。従わない場合は不審者侵入として、危機対応に移行する。（次ページへ）</p>

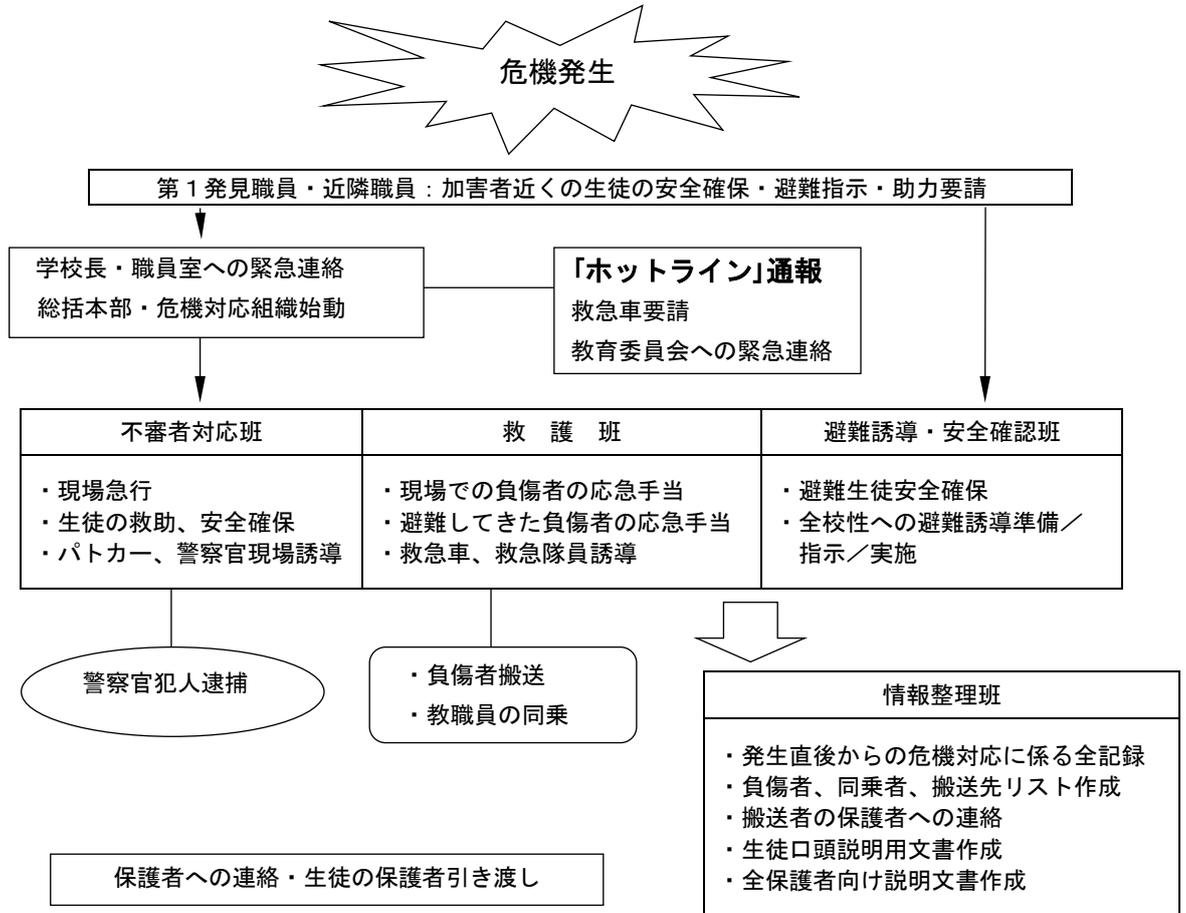
# 危機対応手順

## 1 不審者が加害行動に及ぶ可能性がある場合

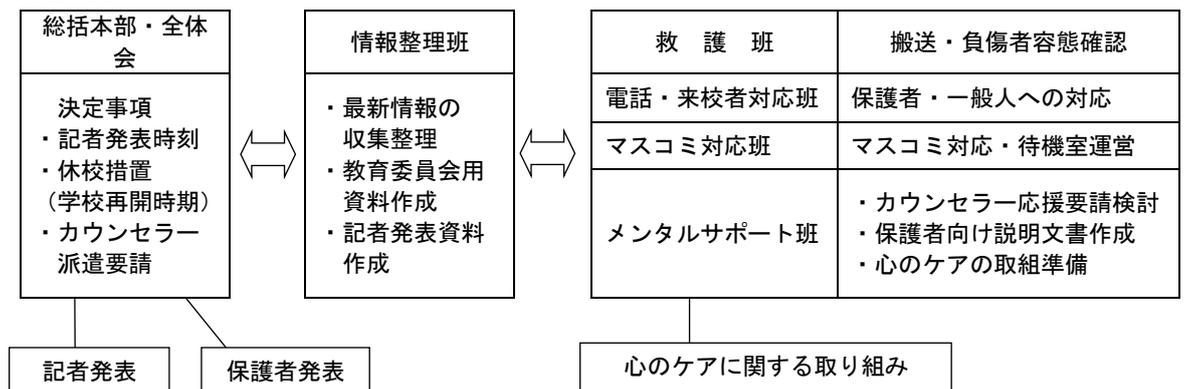


## 2 不審者が加害行為に及んだ場合

(1) 初期対応（危機発生から犯人逮捕・学校内安全確認まで： 秒～分）



(2) 事後対応



別表1

管理責任者一覧

1 階

室名	管理責任者	室名	管理責任者
事務室	事務長	被服教室	家庭科主任
倉庫	事務長	被服準備室	家庭科主任
校長室	事務長	家庭経営室	家庭科主任
応接室	事務長	食物実習室	家庭科主任
職員室	教頭	食物準備室	家庭科主任
印刷室	教頭	作法室	茶華道部顧問
放送室	放送部顧問	LL準備室	英語科主任
会議室	総務企画部長	LL教室	英語科主任
保健室	養護教諭		
校務員室	事務長		
更衣室(男・女)	教頭		
教育相談室	養護教諭		

2 階

室名	管理責任者	室名	管理責任者
3-1	担任	化学準備室	理科主任
3-2	担任	化学教室	理科主任
3-3	担任	生徒会室	生徒指導部長
3-4	担任	第2情報教室	情報科主任
3-5	担任	数学科準備室	数学科主任
3-6	担任	物理準備室	理科主任
東講義室1	学年主任	物理教室	理科主任
東講義室2	学年主任	進路指導室	進路指導部長
西講義室1	学年主任		
西講義室2	学年主任		

3 階

室名	管理責任者	室名	管理責任者
2-1	担任	視聴覚教室	社会科主任
2-2	担任	視聴覚準備室	社会科主任
2-3	担任	地歴・公民科教室	社会科主任
2-4	担任	地歴・公民科準備室	社会科主任
美術講義室	芸術科主任	準備室	部顧問
芸術科講義室	芸術科主任	生物準備室	理科主任
東講義室1	学年主任	生物教室	理科主任
東講義室2	学年主任	図書室	図書担当
西講義室1	学年主任	司書室	図書担当
西講義室2	学年主任		

同窓会館

室名	管理責任者
同窓会館	事務長

4 階

室名	管理責任者	室名	管理責任者
1-1	担任	アンサンブル室	芸術科主任
1-2	担任	音楽教室	芸術科主任
1-3	担任	音楽準備室	芸術科主任
1-4	担任	書道教室	芸術科主任
東講義室1	学年主任	書道準備室	芸術科主任
東講義室2	学年主任	第2美術教室	芸術科主任
東講義室3	学年主任	美術準備室	芸術科主任
西講義室1	学年主任	美術教室	芸術科主任
西講義室2	学年主任	情報教室	情報科主任
西講義室3	学年主任	情報準備室	情報科主任
		管理倉庫	部顧問

体育館

室名	管理責任者	室名	管理責任者
柔道場	保健体育科主任	集会室東倉庫	事務長
剣道場	保健体育科主任	便所	保健体育科主任
更衣室(男・女)	保健体育科主任	ステージ	保健体育科主任
トレーニング室	保健体育科主任	フロアー	保健体育科主任
生徒集会室(食堂)	事務長	器具庫	保健体育科主任
厨房	事務長	教官室	保健体育科主任
南倉庫	事務長	トレーニングマシン	保健体育科主任

屋外

室名	管理責任者	室名	管理責任者
管理倉庫	事務長	器具庫	保健体育科主任
設備棟	事務長	便所	保健体育科主任
		プール	保健体育科主任

運動部部室

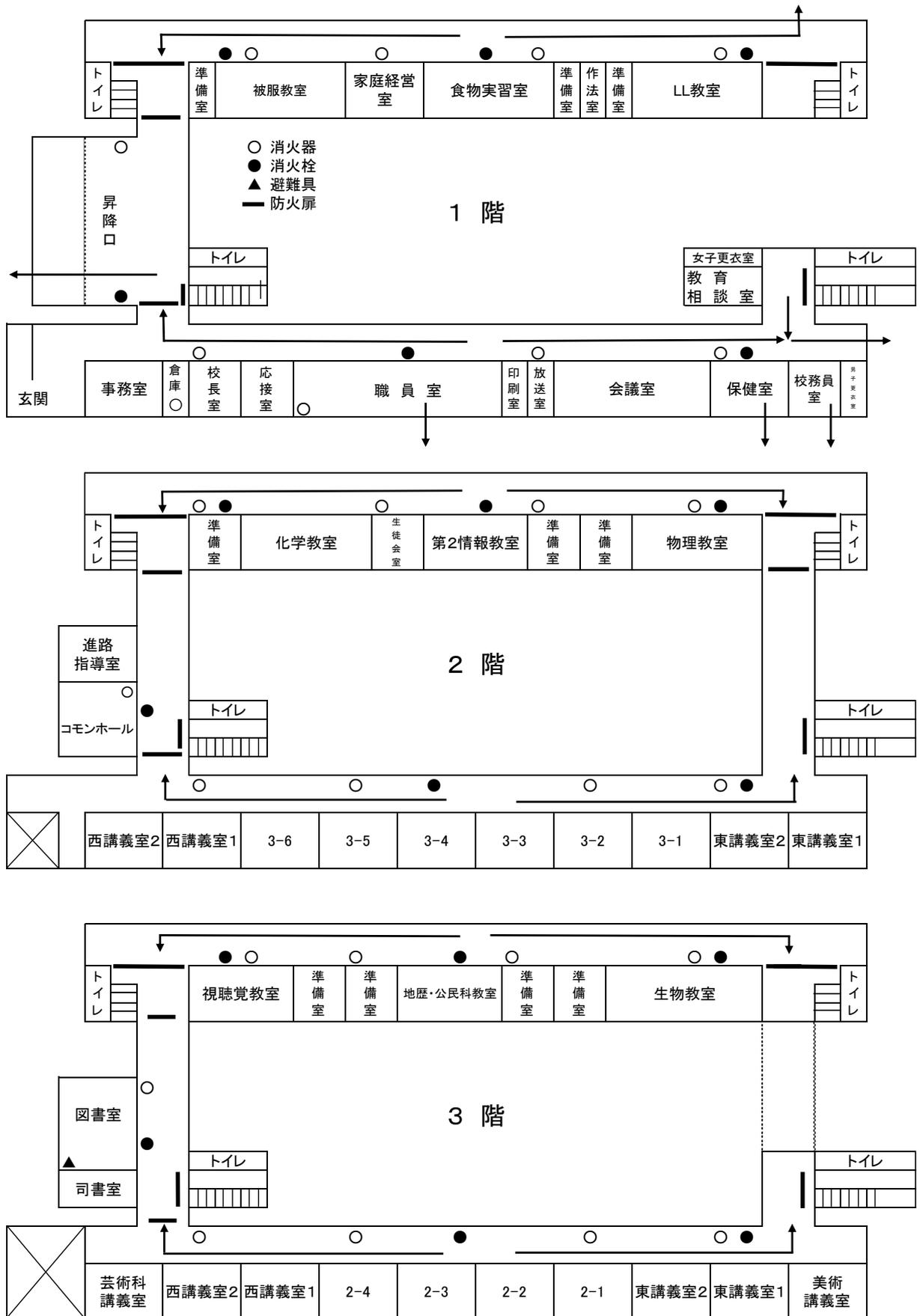
1 階

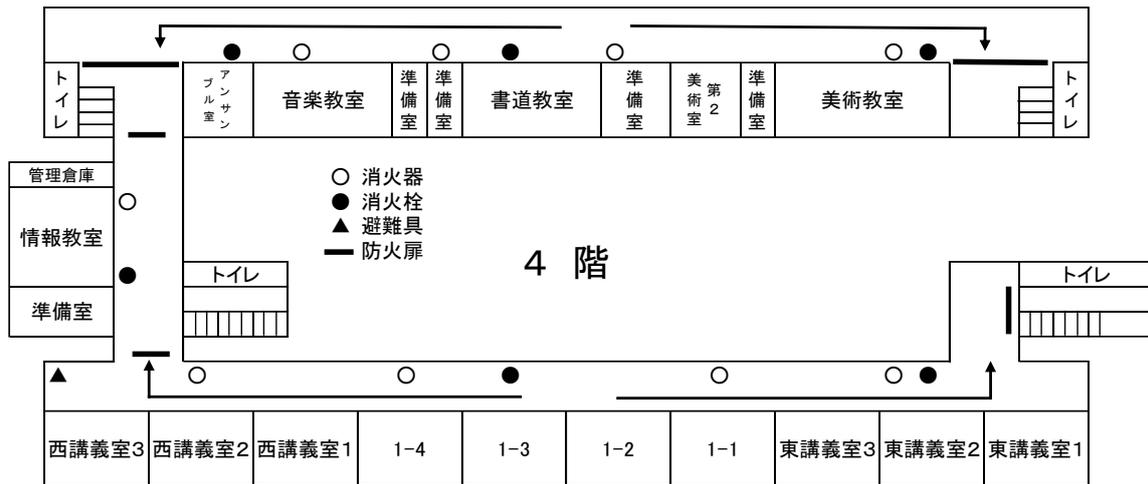
室名	管理責任者	室名	管理責任者
卓球(男子)	部顧問	マネージャー室(野球)	部顧問
バレーボール(男子)	部顧問	マネージャー室(バレー)	部顧問
ソフトテニス1(男子)	部顧問	バドミントン(女子)	部顧問
ソフトテニス2(男子)	部顧問	バスケット(女子)	部顧問
陸上(男子)	部顧問	卓球(女子)	部顧問
野球(男子)	部顧問	サッカー(女子)	部顧問
サッカー(男子)	部顧問	バレーボール(女子)	部顧問
バドミントン(男子)	部顧問	ソフトテニス(女子)	部顧問
バスケット(男子)	部顧問	ダンス(女子)	部顧問
		陸上(女子)	部顧問

2 階

別表2

消防設備配置図及び避難経路図





体育館 平面図  
2 階



1 階



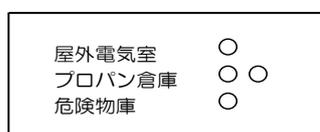
同窓会館 平面図 1 階



同窓会館 平面図 2 階



設備棟



別表 3

災害時緊急連絡先公共機関の電話番号

消 防 署	消防・救急（加古川東消防署）	（079）430-0119
警 察 署	加古川警察署	（078）341-7441
	本荘交番	（079）427-0110
播磨南高校		（078）944-1157
役所関係	兵庫県庁	（078）341-7711
	播磨町役場	（079）435-0355
	危機管理グループ	（079）435-0991
	加古川市役所	（079）421-2000
	高砂市役所	（079）442-2101
	稲美町役場	（079）492-1212
	明石市役所	（078）912-1111
電 力	関西電力(株)加古川営業所	（0800）777-8082
ガ ス	(株)しき島ガスワン	（079）437-8471
水 道	播磨町水道事業	（079）435-2379
鉄 道	JR加古川駅	（0570）002-486
	山電 東二見駅	（078）941-6923
神姫バス	加古川営業所	（079）423-2231
電気設備	藤井電気設備管理事務所	（078）203-2471

校医・主な医療機関・相談所

【学校医・学校歯科医・学校薬剤師】

若藤クリニック	（079）425-8615	内科・小児科・リハビリ科
みずさわ眼科	（078）943-6613	眼科
おぎの耳鼻咽喉科	（078）943-8282	耳鼻咽喉科
とくだ歯科	（079）435-1000	歯科

【公私立病院】

加古川中央市民病院	（079）451-5500	総合
高砂市民病院	（079）442-3981	総合
たずみ病院	（079）435-2772	脳神経外科・整形外科・外科・内科
私立はりま病院	（078）943-0050	内科・外科・整形外科

附則

この防災計画は、令和4年4月1日から施行する。